

北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 事業者名（法人名） | 竹永 芳恵 |
| (2) 事業所名 | 家庭的保育事業 竹永芳恵 |
| (3) 設立年月日（認可年月日） | 平成27年 4月 |
| (4) 定員 | 5 名 |
| (5) 所在地 | 門司区吉志新町二丁目 13-13 |
| (6) 電話番号 | 093-776-6879 |

2 評価実施日

平成30年10月4日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

家庭的保育事業所は、門司区吉志新町に位置し、住宅地の中にある一軒家にて運営されています。園舎の周辺には田んぼ・沼・川・林があり、豊かな自然に囲まれたとても静かな環境にあります。近隣には複合公共施設があり市民センターや図書館が散歩コースのひとつになっています。少人数での特性をいかし、細やかな配慮と一人一人の生活リズムに対応した保育が行われています。

I 子どもの発達援助

全体的な計画は基本方針に基づき、保護者の意向や地域の実態を考慮し、作成されています。年1回職員による見直しも行われています。保育の記録は、「北九州市保育帳票検討会」作成の帳票と事業所独自の帳票を使用し継続的に記録されていました。配慮を要する子どもについてはケース会議が行われ全職員に周知されています。検討された内容や子どもへの関わり方が指導計画に反映されています。

健康管理については健康管理年間計画が作成され、嘱託医と連携し保護者に情報が提供されています。感染症に関するマニュアルが作成され保護者への情報提供も行われています。アレルギー疾患をもつ子どもについては、医師の診断書を基に除去食が提供されています。給食だよりや給食レシピを掲示、配布し、年1回給食試食会が実施され食育についての啓発が行われています。

保育士が一人一人の子どもに対して穏やかに関わり、子どもの思いを温かく受け止めながら発達に応じた対応がなされています。子どもの年齢や発達に即した玩具や遊具が用意されており手作り玩具・遊具も多く見られます。自然とのふれあいを積極的に保育に取り入れており、自然に囲まれた事業所の特性を生かした「お散歩マップ」が作成されています。絵本だよりや絵本の貸し出しを行い、絵本の読み聞かせが積極的に行われています。少人数での特性を生かし、家庭的な雰囲気の中で自然な形で異年齢児との交流が行われています。職員の人権意識を高め、子ども達と人権絵本や異文化に触れる事で、人権に対する心を育てる取り組みが行われています。乳児保育は、家庭と連携し一人一人の状況に合わせた保育が行われています。

II 子育て支援

保護者との連絡は、口頭や個人ノートで行われており、視診や問診等の記録簿があります。クラス懇談会や個人懇談会も実施し、記録は職員に回覧し、共有されています。子ども同士のトラブルについては入園時に事前の理解が得られるよう説明をしています。児童虐待の研修に参加し、情報共有をしています。虐待対応マニュアルとフローチャートを作成しています。

市民センターでの行事に積極的に参加して、保健師とも連携体制があります。ホームページや園の掲示板に電話や来園による子育て相談の受付を知らせ、地域からの相談を受けています。兄弟児に絵本の貸し出しを行ったりして家庭的な関わりを持っています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

地域の関係機関・団体の配布資料や情報等については、整理分類をして玄関入り口の棚に置かれています。研修や子育て支援学習交流会などに積極的に参加して職員と情報共有ができています。

養護老人ホームや保育所、幼稚園等の連携保育施設とも交流が積極的に行われています。また、民生委員・児童委員による施設見学をはじめ、自治会や区役所、地域の警察署へも積極的に出向き連携しています。掲示板に園の情報を掲示しています。公園での清掃活動に参加したり、市民センターの絵本の読み聞かせボランティアをしたりしています。

IV 運営管理

入園時のしおりに保育理念、基本方針、保育の目標が明記され保護者に伝えられています。

事故、災害、衛生管理、食中毒、病気等のマニュアルが整備されています。安全管理の園内研修も実施され、マニュアルは、すぐに手に取れる場所に設置し、活用されています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 全体的な計画は基本方針に基づき、保護者の意向や地域の実態を考慮し作成されています。各年齢の子どもの成長・発達に応じた指導計画が作成されています。見直しが定期的に行われ、次の計画に反映されています。保育の記録は「北九州市帳票検討会」作成の帳票と事業所独自の帳票を使用し継続的に記載されています。</p> <p>会議 配慮を要する子どもについてはケース会議が行われ、全職員に周知されています。検討された内容や子どもの関わり方が指導計画に反映されています。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 園独自の「健康管理年間計画」が作成されています。嘱託医と連携を図り相談・情報収集等を行い保護者に情報提供されています。健康診断の結果は、口頭や書面で保護者に知らせており、全職員にも周知されています。</p> <p>感染症 感染症に関するマニュアルを作成し、流行期には保護者への情報提供も行われています。予防接種を奨励するために実施一覧表を作成し保護者に働きかけています。</p> <p>食事 給食やおやつサンプルは見やすい所に展示されています。年1回給食試食会が実施され保護者へ食に関する啓発が行われています。除去食については、診断書に基づき三者会議を行い除去食が提供されています。食事は保育室の専用スペースやテラスで行われ、食事を楽しむ工夫がされています。子どもの喫食状況や体調に合わせて量や食材の大きさに配慮されています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 事業所の室内外は清潔に保たれています。玩具、寝具の消毒、トイレの清掃は定期的に行われ、それぞれ項目別に衛生管理表に記入されています。子どもがくつろげる室内環境も工夫されています。</p> <p>保育内容 保育士が子どもに対して、声のトーンや穏やかな言葉づかいで接するなど配慮されていました。子どものリズム、発達に合わせた支援を行い、見通しをもって生活できるように指導が行われています。保育室には、年齢や発達に応じた玩具や遊具用意され、選定にあたっては職員会議で検討されています。自然との触れ合いを積極的に保育に取り入れています。近隣の市民センター、図書館に出かけ地域との交流を図っています。家庭的な雰囲気のなかで、自然な形で異年齢交流が行われています。乳児保育は連絡帳等で家庭との連携を取り、一人一人の状態を把握しながら行われています。</p> <p>人権・性差 絵本等を通して、異文化への関心を高め理解が深まるように働きかけています。聞き取りにより、性差に対する固定観念を持たないよう心がけていることが確認できました。</p> <p>延長保育・障害児保育 障害児や特に配慮を要する子どもへの関わり方を園内研修で話し合い、障害児をいつでも受け入れられるようにしています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取り組みなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
者の意見支援 入所者の保護	<p>保護者との関係・虐待</p> <p>保護者との連絡は、口頭や個人ノートで行われており、視診や問診等の記録簿があります。クラス懇談会や個人懇談会も実施し、記録は職員に回覧し、共有されています。子ども同士のトラブルについては入園時に事前の理解が得られるよう説明をしています。児童虐待の研修に参加し、情報共有をしています。虐待対応マニュアルとフローチャートを作成しています。</p>
地域の子育て支援	<p>地域支援・一時保育</p> <p>市民センターでの行事に積極的に参加して、保健師とも連携体制があります。ホームページや園の掲示板に電話や来園による子育て相談の受付を知らせ地域で相談を受けています。在園児のきょうだいに絵本の貸し出しを行ったりして家庭的な関わりを持っています。</p>

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

地域の住民や関係機関・団体との連携	<p>地域での役割・その他機関との連携</p> <p>地域の関係機関・団体の配布資料や情報等については、整理分類をして玄関入り口の棚に置かれています。研修や子育て支援学習交流会などに積極的に参加して職員と情報共有ができています。</p> <p>養護老人ホームや保育所や幼稚園等の連携保育施設とも交流が積極的に行われています。また、民生委員・児童委員による施設見学を始め、自治会や区役所、地域の警察署へも積極的に出向き連携しています。掲示板に園の情報を掲示しています。公園での清掃活動に参加したり、市民センターの絵本の読み聞かせボランティアをしたりしています。</p>
実習等ボランティア	<p>実習等の受入</p> <p>家庭的保育事業所については、生後57日目からの利用となり、感染症等が危惧されるため実習等の受入は行っていません。</p>

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修などの取り組みがなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	<p>理念・方針</p> <p>入園時のしおりに保育理念、基本方針、保育の目標が明記され保護者に伝えられています。</p> <p>保育の質の向上・研修</p> <p>職員から改善提案書が提出され、前向きに検討しています。保育参観や試食会等での保護者アンケートは結果を保護者に報告しています。園内で自己評価の勉強会を定期的に行っており、毎回テーマを決めて話し合っています。職員の実績と希望を生かすよう、年間の研修計画を立てています。</p>
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	<p>守秘義務・情報・安全</p> <p>就業規則に守秘義務が定められ、職員に周知されています。誓約書は毎年、更新しています。</p> <p>園独自のしおりのリーフレット、ホームページなどを通じて、わかりやすく情報提供ができるよう工夫されています。</p> <p>事故、災害、衛生管理、食中毒、病気等のマニュアルが整備されています。安全管理の園内研修も実施され、マニュアルは、すぐに手に取れる場所に設置し、活用されています。</p>